

呉市からのお知らせ

市内の「中古住宅」や「新築住宅」を取得（中古戸建て住宅を解体し、建替を行う場合も含む）して定住する方を対象に支援事業を行っています。
（土砂災害特別警戒区域内の住宅は除きます。）



移住・定住促進

◆移住希望者※1の方へ

事業名	事業内容	補助額
移住希望者住宅取得支援事業 	市外からの移住希望者※1が、「中古戸建て住宅」や「中古集合住宅（新耐震基準を満たす）」を取得して定住する場合、購入費の一部を補助 ■加算対象 <input type="checkbox"/> 新婚世帯※2又は子育て世帯※3 <input type="checkbox"/> 親世帯と近居※4, <input type="checkbox"/> 島しょ部※5又は居住誘導区域内※6への移住 <input type="checkbox"/> 解体建替※7	◆基本額 購入費の1/2 上限50万円 ■加算額 <input type="checkbox"/> 新婚・子育て世帯 30万円 <input type="checkbox"/> 親世帯と近居 10万円 <input type="checkbox"/> 島しょ部又は居住誘導区域内への移住 10万円 <input type="checkbox"/> 解体建替 50万円
	新婚世帯※2や子育て世帯※3である市外からの移住希望者が、居住誘導区域内※6に「新築戸建て住宅（高い省エネ性能を有する）」を取得して定住する場合、購入費の一部を補助 ■加算対象 <input type="checkbox"/> 親世帯と近居※4	◆基本額 購入費の1/2 上限90万円 ■加算額 <input type="checkbox"/> 親世帯と近居 10万円

◆市内の新婚・子育て世帯の方へ（結婚・出産予定の方も対象）

事業名	事業内容	補助額
新婚・子育て世帯定住支援事業 	呉市在住の、新婚世帯※2や子育て世帯※3が、「中古戸建て住宅」や「中古集合住宅（新耐震基準を満たす）」を取得して定住する場合、購入費の一部を補助 ■加算対象 <input type="checkbox"/> 親世帯と近居※4 <input type="checkbox"/> 居住誘導区域内※6 <input type="checkbox"/> 解体建替※7	◆基本額 購入費の1/2 上限30万円 ■加算額 <input type="checkbox"/> 親世帯との近居 10万円 <input type="checkbox"/> 居住誘導区域内 10万円 <input type="checkbox"/> 解体建替 50万円

- ※1 移住希望者：申請日から起算して過去3年間に本市の住民基本台帳に記録されたことがない者
- ※2 新婚世帯：申請日において、婚姻日から3年以内又は実績報告までに婚姻する予定で、かつ夫婦ともに40歳未満の世帯
- ※3 子育て世帯：申請日において、中学生以下の子がいる世帯（申請日と同じ年度内に出産予定等を含む）
- ※4 近居：親世帯（申請者または、その配偶者の親世帯）と同じ小学校区内又は直線距離2km以内に居住すること
- ※5 島しょ部：音戸・倉橋・下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊地区
- ※6 居住誘導区域内：呉市立地適正化計画で定められた区域
- ※7 解体建替：居住誘導区域内の中古戸建て住宅の購入に合わせ、当該住宅を解体して新たに戸建て住宅に建て替えるもの

補助要件 ●5年以上、呉市へ定住すること ●市税の滞納がないこと ●暴力団員でないこと
●対象住宅（建物及び土地）の所有権保存登記又は所有権移転登記の登記名義人になること
●自治会に加入すること（自治会が結成されている地域に限る） など

市内の空き家の家財道具処分をする方や危険建物の除却処分する方を対象に支援を行っています。

空き家の利活用・除却促進

◆空き家の売却又は賃貸を検討している方へ

事業名	事業内容	補助額
空き家家財道具等処分支援事業	◆空き家の家財道具等の搬出、処分に係る経費を補助	◆経費の1/2 上限10万円

【補助要件】

- 補助金交付後3年以上、呉市空き家バンクへの登録又は宅地建物取引業者との売買・賃貸仲介契約を締結すること
- 市税の滞納がないこと
- 暴力団員でないこと
- など

◆危険空き家の除却を検討している方へ

事業名	事業内容	補助額
危険建物除却促進事業	◆危険建物の除去工事費にかかる経費を補助	◆基本額 経費の30%以内 上限30万円 ■加算額 <input type="checkbox"/> 無接道敷地該当 上限20万円 最大50万円

- #### 【補助要件】
- 危険建物と認定された空き家
 - など



ご注意ください

【移住定住促進】

- ※補助は予算の範囲内で先着順に行います。
- ※交付申請は、必ず、対象住宅の購入に伴う所有権移転登記又は所有権保存登記が完了する日の前に行ってください。また、交付決定前に登記を完了した場合は、補助金は交付できません。

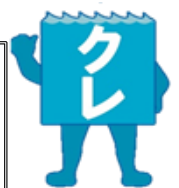
【空き家の利活用・除却促進】

- ※補助は予算の範囲内で先着順に行います。
- ※空き家家財道具等処分支援事業は、12月15日までかつ家財道具等の処分前に交付申請を行ってください。
- ※危険建物除去促進事業は、工事前かつ危険建物の認定から30日以内に交付申請を行ってください。
- (なお、危険建物認定申請は、9月30日までに行ってください。)

↓ 詳しい事業内容は、呉市ホームページで公開しています ↓

URL : <http://www.city.kure.lg.jp/soshiki/46/>

(呉市ホームページ TOP → 組織で探す → 都市部 → 住宅政策課 → 支援事業)



お問い合わせ先

呉市都市部住宅政策課

☎ 0823-25-3394 ☑ zyutaku@city.kure.lg.jp

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 呉市役所5階